

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和8年1月21日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 0件

厚生局受付番号：九州（受）第2500186号

厚生局事案番号：九州（厚）第2500019号

第1 結論

請求者のA社における次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑧までの標準賞与額を、それぞれ同表の第二欄に掲げる金額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
請求期間（支給年月日）	標準賞与額
① 平成24年8月31日	2万2,000円
② 平成24年12月31日	2万6,000円
③ 平成25年8月31日	2万6,000円
④ 平成25年12月31日	3万円
⑤ 平成26年8月31日	2万4,000円
⑥ 平成26年12月31日	3万8,000円
⑦ 平成27年8月31日	3万6,000円
⑧ 平成27年12月31日	3万9,000円

請求期間①から⑧までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①から⑧までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和47年生

住 所：

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成24年夏季
② 平成24年冬季
③ 平成25年夏季
④ 平成25年冬季
⑤ 平成26年夏季
⑥ 平成26年冬季
⑦ 平成27年夏季
⑧ 平成27年冬季

請求期間①から⑧までにおいて、A社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、賞与の年金記録がない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出した請求期間①から⑧までの賞与に係る給料支払明細書によると、請求者は、当該期間においてA社から次の表の第二欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与を支給され、当

該賞与から前述の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、賞与の支給年月日については、先例において事業主が提出した平成30年10月1日より実施することとされた給与規定には、「賞与は原則として、毎年2回 8月及び12月に支給」と定められているところ、請求期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は、請求期間の賞与支給月について、夏季は8月、冬季は12月であったが、支給日は定まっていなかった旨陳述していることから、請求期間①、③、⑤及び⑦は8月末日、請求期間②、④、⑥及び⑧は12月末日と認定し、第一欄に掲げる年月日とすることが妥当である。

第一欄	第二欄
請求期間（支給年月日）	標準賞与額
① 平成24年8月31日	2万2,000円
② 平成24年12月31日	2万6,000円
③ 平成25年8月31日	2万6,000円
④ 平成25年12月31日	3万円
⑤ 平成26年8月31日	2万4,000円
⑥ 平成26年12月31日	3万8,000円
⑦ 平成27年8月31日	3万6,000円
⑧ 平成27年12月31日	3万9,000円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑧までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。